

令和2年度 介護支援専門員専門研修（専門研修過程Ⅰ）
及び更新研修（前期研修）

第4章 ケアマネジメントの実践における倫理

秋田けやき会 ウェルハウス御所野
長澤 利一

この講座の目的と修得目標

《目的》

ケアマネジメントを実践する上で感じた倫理的な課題を踏まえ、チームで対応していく際のチームアプローチの方法および高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等を理解する。

《修得目標》

- ① ケアマネジメントを実践する上での倫理原則について説明できる。
- ② ケアマネジメントのプロセスにおいて生じやすい倫理的課題とその対応における留意点について説明できる。
- ③ 倫理的葛藤に対するチームアプローチについて説明できる。
- ④ 高齢者の尊厳を守るための制度（成年後見制度・高齢者虐待防止法等）について説明できる。

第1節

【倫理原則の再確認】

(利用者本位、自立支援、公平中立)

- 介護支援専門員が日常業務で直面する倫理的問題に気づくことができ、自ら考え、時にはチームメンバーの援助得て、その問題に適切に対応できる力を養う。
- 介護支援専門員が一連のケアマネジメント業務を遂行するにあたって利用者、家族、チームメンバーに対して倫理的配慮ができるようになる。

①介護保険法第2条（基本理念）の再確認

介護保険法第2条 第4項

第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

②自立の意味と介護支援専門員の責任

- 自立とは

他への従属から離れて、独り立ちすること。他からの支配や助力を受けずに存在すること。

- 自律とは

他からの支配や制約を受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動すること。

ケアマネジメントでは「**自律**」を特に重視

③ケアマネジメント過程における倫理

(1) アセスメント

- ①利用者の人権を尊重した接し方
- ②利用者の人生・生活から形成された価値観や
意向・生き方などをくみ取れる面接
- ③利用者の生活ぶりを尊重。
- ④利用者と家族の意向の相違

★常に利用者の意向を尊重し公平性を判断

常に利用者の意向を尊重し公平性を判断

公平性

「利用者と介護支援専門員との相互関係」と
「介護サービス利用の適正さ」が重要

- 自分の価値観と異なる利用者や家族がいたとしても、公平に専門的支援関係を築かなければならない。そのためには常に**自己覚知**が不可欠。
- 地域全体の保健・医療・福祉のフォーマルサービスや、さまざまなサービスの適正配分や利用者の個別性を十分に配慮したサービス調整が必要。

自己覚知

(他人を理解するためには、まずは自分を知る)

- 自分と違う価値観をもった他者を理解し受容するためには、自分がどのような価値観を持っているのか、自分がどのような状態にあるのかを知っておく必要がある。
- 自分自身の価値観を知り、今現在の状態や感情、考え方を理解したうえで、利用者に接していくこと、感情や態度を意識的にコントロールして、自分自身の価値観や感情に左右されずに援助を提供。

③ケアマネジメント過程における倫理

(2) ケアプランの作成

①利用者の要望と客観的な必要性を考える

②権利表明が困難な際は擁護する

③介護支援専門員の押し付け、思い込みで行動してしてしまうことに気付いているか。

※パターンリズムに陥らない

パターンナリズムとは

- 父権主義（ふけんしゅぎ）。
- 強い立場の者が弱い立場の者に対して、弱い立場の者の利益になると決め付け、弱い立場の者が異なった意見を訴えても、受け入れず、自分の考えを押し付けるといったやり方。
- 本人の意思に反して行動に介入・干渉すること。

③ケアマネジメント過程における倫理

(3) モニタリング（継続的な管理）

- 利用者本人の意欲、心身状態、家族の変化を観察するだけでなく、利用者の視点からサービスの点検ができているか。

(4) その他

- 再アセスメントや担当者会議の場面においても、利用者の人権が擁護されるように努めているか
- ケアマネジメントプロセスの全体を通して守秘義務を重要視しているか。

④利用者主権（当事者主権）

★常に利用者が主人公

- 自分のことは自分で決める。
- 判断能力が不十分な方の利用者主義の実現。
(注意深い観察で表情や反応から意向をくみ取る)
- 支援者側、家族（介護者側）の思い込み、善かれとおもい、おせっかいになっていないか。

⑤ 公平性

- 公平な情報収集

特定の人からの情報収集だけでなく、多方面から情報を収集する。

- 公平な支援

複数の利用者を担当していても、利用者に対し偏った判断や支援をせずに公平に支援する。

⑥中立性

「利用者とサービス提供者間での中立性」

⇒ 利用者の希望や要望に反して、自分の所属や関係の介護サービス事業者の利益のために働くのではなく、利用者の代弁者としての立場あることを忘れずに、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切にサービス提供することを専門的な立場から助言する。

⑥中立性

「利用者と家族との間での中立性」

⇒ 介護をめぐる生活不安や葛藤、対立など生じるが、その家庭にとって今後どのような生活の将来像を描いてくのが良いかを協働で進めていくことが必要であり、中立な立場で支援することが大切。

⑦介護支援専門員自身の倫理的自覚

法令遵守と倫理の違い

- 法は多くの人を守らなければならない性質のもの。守らなければ罰則が与えられる。
- 倫理とは、仲間同士で「善い働き方」「適切な行動」の道筋を示すもの。



ケアマネとしてやるべきこと、やってはいけないことの自覚が必要

⑧秘密保持（個人情報保護）

- 個人情報の保護は、社会性のある分野のすべてにわたって共通の基礎。介護支援専門員と制度に対する信頼の要。
- 専門家同士の間でも、利用者の納得と了解のもとに必要な情報を提供する。
- 「自分の情報をだれが持っているのか」を利用者自身が知ることも重要。

⑧秘密保持（個人情報保護）

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（秘密保持）
- 第二十三条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

⑨ 苦情対応

- 苦情にはきっかけや原因がある。



- 原因がどこから来ているのか考える必要がある。



- 介護サービスの苦情に耳を傾けて、自己点検をすることも必要。苦情こそ私たちの業務に対する問題提起者であることが多く、傾聴すべきことを語ってくれる。

苦情対応についての注意点

- 介護する者、介護される者という関係が不満等を言いにくい状況をつくっている。
- 利用者の不満や苦情に適切に対応しなければ、介護サービスが効果的でなくなるだけでなく、関係者の信頼関係や他の部分にまで影響を与えていく。

利用者にとって最も身近な存在である介護支援専門員は、サービス利用状況の確認においても、そのことを十分に理解する必要がある。

⑩介護支援専門員の職業倫理

倫理は

「一般人誰も持つべき全般的倫理」

「特定の職業人が持つべき倫理」

後者を「職業倫理」という

介護支援専門員の倫理綱領

< 前文 >

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識、技術と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(地域包括ケアの推進)

1 1. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

介護支援専門員の倫理綱領

<条文>

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。

第2節 倫理的課題の分析

- ・ 介護支援専門員の自己点検を行い、倫理的な課題に気づき改善できる力を養う。
- ・ 倫理的感受性を高めるために、事例を通して学び、課題を自分のこととしてとらえる力を養う。

倫理的課題に対する介護支援専門員が持つべき能力として、気づき、分析、言語化する能力、行動の4つを理解し、事例を振り返る際に分析の必要性を学ぶ。

①倫理的課題に対する気づき

法の遵守と倫理の違い

- 法は多くの人を守らなければならない性質のもの。守らなければ罰則が与えられる。
- 倫理とは、仲間同士で善い生き方の道筋を示している。

☞日ごろから仲間同士で倫理課題に対する気づきを習慣化していくことが大事。倫理課題に気づき明確化することが第一歩

②倫理課題の分析

- 倫理課題を判断し、どのような行動に移すかを決めていかなければならない。
- 的確な判断をするため、課題を分析する必要がある。

【臨床倫理分割法】

次の4分野について個別の事情をくみ上げる。

- ① 医学的適応
- ② 本人の選好
- ③ QOL
- ④ 外的要因

③対立しているものの関係性を整理

【日々の生活の中に対立場面は多い】

- 利用者 ⇔ 家族
- 利用者 ⇔ 主治医
- 利用者 ⇔ ケアマネ
- 利用者 ⇔ サービス提供者
- 家族 ⇔ 主治医
- ケアマネ ⇔ サービス提供者

③対立しているものの関係性を整理

利用者

- ・ 住み慣れた家で過ごしたい。なじんだ暮らしを変えたくない。
- ・ 他人には迷惑をかけたくない
- ・ 長年かかりつけのA医院がいい

- ・ 家族とのトラブルが絶えないので施設に入所してほしい。
- ・ 私だけがなんで苦労しなければいけないのか
- ・ 評判の良いB医院がいい。

家族

④判断

- 倫理的課題を整理するとき答えは一つと限らない。また、判断は一度とは限らない。
- 答えは一つではなく、経過を追って判断を続けることが大切。利用者やその家族の反応を観察しながら試行錯誤する。

※判断したものが、正解かどうかわからない。

第3節 チームにおける倫理的な課題 の共有とアプローチ

- 各種会議における情報の取扱いに関して、なぜプライバシーを守らなければいけないかについて学ぶ。
- サービス計画の検討における公平中立の意義について学ぶ。
- 会議開催者として情報の取り扱いに関して利用者を擁護できるようになる。
- 会議において公平・中立な発言ができる。
- 倫理的な課題を利用者や家族、チームメンバーと協議できる。
- 倫理的な課題についてモニタリングできる。

第3節 チームにおける倫理的な課題 の共有とアプローチ

【サービスの総合的提供の視点】

- 利用者は、複雑で総合的な生活機能の障害や困難に出会うことがある。
- これらの困難は、保健や医療、福祉に関する課題、生活環境や人間関係に関する課題など様々である。
- それらが相互に関係しあい、新たな課題となっていく。
- 個々のサービスを単一に利用するだけでは生活の目標に達するには至らず、より複雑化していく。
- 介護サービスなどが総合的に提供され、利用されるようにチームアプローチや適切な社会資源の活用等が必要となる。

第3節 チームにおける倫理的な課題 の共有とアプローチ

【チームアプローチの実践】

- 多くの援助機関、サービス提供者がそれぞれの役割を認め、所属的領域を超えて、合意し、協働していかなければ利用者の自律支援を進めることはできない。
- ケアマネジメントでは、複合した課題を解決していくために、チームアプローチは不可欠なものであり、各専門職等が利用者・家族と合議し、協働していくことが必要。
- それぞれの役割を効果的に発揮するうえで、介護支援専門員はリーダーシップをとっていくことが求められる。

①会議開催者としての情報の取り扱い

守秘義務、個人情報保護、プライバシー権、発言の平等性、自己情報コントロール、人間関係、価値観、利害について考慮する。

チーム内で担当者会議の目的を明確にする。

- ①利用者をよく知る（情報共有）
- ②役割の確認（多様な視点・役割分担）
- ③利用者の今後の変化を予測する
- ④サービス計画を確認する

②利用者の価値観などの背景を把握

- 利用者の独自性、その人らしさ、特徴を捉えておく。
- その人の考え方、生き方を尊重することで利用者の人権を尊重することにつながる。
- 一般的に価値観はその人が経験していたこと、体験に基づく。生活歴、印象的なエピソードは重要な情報となる。

③チームメンバー間で利用者の背景や意向に関する情報を共有

- チームメンバーとして、利用者の特徴や独自性を理解する。
- チームメンバーとして、よりよい支援をするための重要な情報を共有する。

※担当ケアマネだけが知っているのではなく、利用者を知るための必要な情報をうまく伝達し共有する。

④自己決定の重要性の再確認

- チーム内でも、利用者の権利・尊厳を護り、的確な判断をするために、利用者の自己決定を尊重することをチームで再確認する。
- 押し付けのサービスにならないようチーム内の空気をつくりあげるのもケアマネの重要な役割。

自律（自分で決めること）を重視する。

- ⑤倫理的課題について協議する
- ⑥サービス計画の検討における公平中立の意義
- ⑦公平中立なモニタリング

第4節 成年後見制度や高齢者虐待など、高齢者の尊厳や権利擁護に必要な知識・技術

- 法や制度の理解の上で、高齢者の尊厳や権利を守る力を養う。
- 成年後見人制度の概要を解説できるようになる。
- 高齢者虐待防止法の概要を説明できるようになる。

①成年後見制度

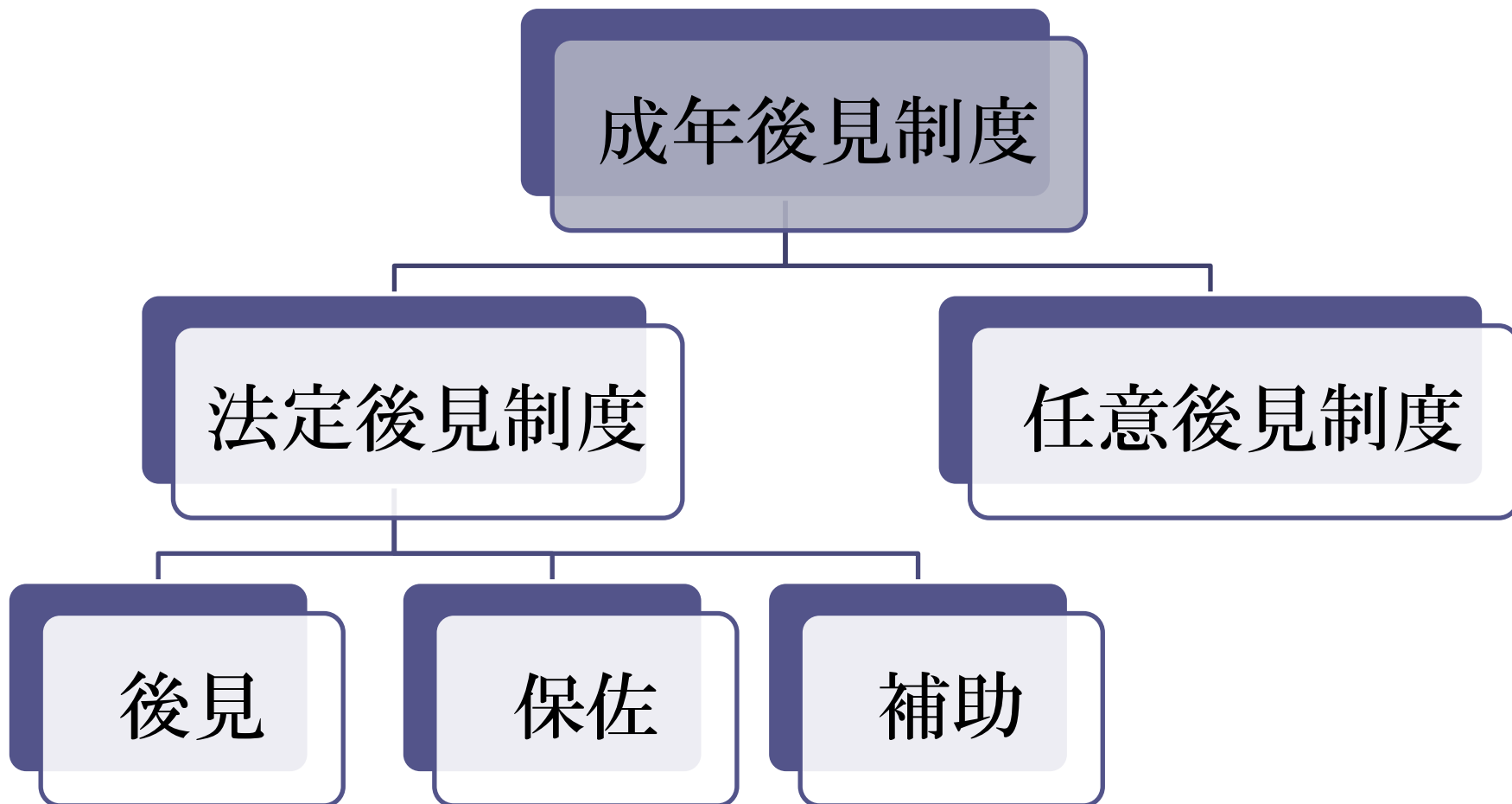
- 措置制度から契約への移行

- 契約とは

二人以上の当事者が自らの判断と責任によって法律関係を自由に決めることができる重要な手段。

本人が正常な意思を持っていることが前提となります。意思能力とは「物事を判断する精神能力」

成年後見の種類と内容



任意後見制度

本人の判断能力がしっかりしている段階で、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ自分で選んだ代理人（任意後見人）に、判断能力が低下した後の自分の生活、療養監護、財産管理について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書によって定めておくもの。

法定後見制度 【後見】

- 判断能力が欠けているのが通常の状態の人
- 買い物に行っても釣銭の計算ができず、誰かの援助が必要。本人の援助者として「成年後見人」が選任される。
- 「成年後見人」に必ず付与される権限・・・財産管理についての全般的な代理権（本人の財産上の手続きは、すべて後見人が代理して行う）

法定後見制度 【保佐】

- 判断が著しく不十分、ほとんど判断できない
- 日常の買い物程度なら一人でできるが、通帳からお金を引き出すことや契約行為を一人ですることが難しく援助が必要。本人の援助者として「保佐人」が選任される。
- 「保佐人」に必ず付与される権限・・・民法13条に1項についての同意権・取消権。
- 申し立てによって付与される権限・・・民法13条1項以外の事項についての同意権・取消権。特定の法律行為についての代理権日用品購入などは除く。

法定後見制度 【補助】

- **判断能力が不十分**
- 日常の買い物は一人でできるが、不安な部分が多く、援助者の支えがあったほうが良いと思われる。本人の援助者として「補助人」が選任される。
- 「補助人」必ず付与される権限・・・なし
- 申し立てにより付与される権限・・・民法13条1項の一部についての同意権・取消権。特定の法律行為についての代理権。

	同意権 (取消権の付与)	代理権の付与
後見	本人の同意・不要	本人の同意・不要
保佐	本人の同意・不要	本人の同意・必要
補助	本人の同意・必要	本人の同意・必要

代理権	同意権	取消権
援助者が本人に代わって、本人のために法律行為をする。	本人が法律行為をするにあたり、援助者の了解を必要とする。	本人が援助者の了解を得ないで法律行為をした場合、そのような法律行為を取り消すことができる。

申し立ての手続きと後見人の選任

申し立て

- 申し立てできる人（本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市町村長）
- 申し立て必要書類を揃えて、本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ提出する。

鑑定・調査

- 必要に応じて、申立人・後見人候補者・本人からの事情聴取・親族に対する意見照会・医師による本人の判断能力の鑑定

審判

- 審理の結果、家庭裁判所が後見等の開始を審判し、成年後見人を選任

後見人選任

- 家庭裁判所が本人に必要な援助や本人の財産状況等を検討した上で最も適任と思われる方を後見人等に選任する。申し立ての際に候補者として希望した以外の方が選任される場合もある。

登記

- 審判結果は法務局に「成年後見登記」される。（後見人であることの証明）

後見人の報酬

- 後見人であれば、家庭裁判所に「報酬付与の申し立て」をすることにより、親族でも第三者でも報酬が付与される。
- 報酬は、成年後見人として働いた期間、被成年後見人の財産の額・内容は成年後見人が行った事務の内容を考慮して家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われる。
- 財産状況により、申し立て費用や報酬が出ない場合は「成年後見制度利用支援事業」等を利用する。

後見人の任期

- 本人の死亡、本人の判断能力の回復・後見人の辞任・解任
- 家庭裁判所に最終報告し、本人死亡の場合は相続人へ。後見人交代の場合は後任者へ資産や書類を引き継ぐ。

◇成年後見制度の利点

- ①判断能力が低下した人の財産管理と身上監護をすることができる。
- ②内容が登記されるので成年後見人などの地位が公的に証明される。
- ③成年後見人には取消権があるので、本人が詐欺被害に遭っても契約を取り消すことができる。

高齢者虐待防止法

【法律の正式名称】

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」

高齢者虐待防止法では「高齢者」とは65歳以上のものと定義されている。

また高齢者虐待を

- ①養護者による高齢者虐待、及び
 - ②養介護施設従事者等による高齢者虐待
- と分けて定義されています。

虐待の種類

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行を加えること。叩く、つねる、縛る、意図的に内服薬を過剰に飲ませるなど。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。